

平成28年12月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成28年12月12日  
場 所 六戸町役場2階小会議室

## 六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成28年12月12日(月)午後3時00分
- 3 閉会日時 平成28年12月12日(月)午後3時55分
- 4 出席委員(14名)

1番 古里厚子 委員	3番 小野寺邦男 委員
4番 田中誠 委員	5番 高館孝 委員
6番 四木俊一 委員	7番 久田伸一 委員
8番 木村喜和 委員	9番 吉田勝 委員
10番 三浦英雄 委員	11番 山内松次郎 委員
12番 新山秀男 委員	13番 斎藤正 委員
14番 渡辺耕一 委員	15番 金淵盛一 委員
- 5 欠席委員(1名)

2番 金沢幸弘 委員
------------
- 6 会議に付した案件  
町議案  
報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第25号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第26号 農用地利用配分計画の認可に関わる通知について  
議案第15号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について  
議案第16号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
- 7 会議録署名委員

8番 木村喜和 委員	9番 吉田勝 委員
------------	-----------
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 高橋宏典	事務局 次長 佐藤一也
事務局 主事 川村徹朗	
- 9 書 記  
事務局 主事 川村徹朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成28年12月5日告示招集いたしました平成28年12月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成28年12月5日告示招集されました平成28年12月六戸町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は2番 金沢 幸弘委員 です。

議長 これより本日の会議を開きます。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
お諮りします。  
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
8番 木村 喜和 委員、9番 吉田 勝委員を指名します。  
参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には川村主事を任命します。

次に会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当ありません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第23号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」  
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を  
受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第23号を報告済みといたします。

次に報告第24号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」  
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知  
書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

3番 13番の解約理由の作付けが難しいとは、労働力の面なのか、土地の面なのかどちらで  
小野寺委員 しょうか。

次 長 大量に水が道路から入り込んできて、穴を掘ったりしても水が抜けないそうです。  
よって、長いもを作付けしているが全く育たないそうです。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第24号を報告済みといたします。

次に報告第25号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第25号「農地の転用事実に関する照会について」  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査  
の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第25号を報告済みといたします。

次に報告第26号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第26号「農用地利用配分計画の認可に関わる通知について」  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画  
の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

7番 使用貸借ということですが、水利費は借り手が払うのでしょうか。  
久田委員

次 長 水利費は出し手が払います。

3番 農地中間管理機構に貸しても水利費は出してが払うのでしょうか。  
小野寺委員

次 長 本人がそれでもいいから借りて欲しいということだそうです。  
というのも、この1筆以外は借り手が付いていたのですが、1筆だけ残っていた所に  
マッチングする借り手が現れたため使用貸借でもいいので借りて欲しいということに  
なりました。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第26号を報告済みといたします。

次に議案第15号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので  
審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。  
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員よ  
り報告をお願いします。

6番 現地調査は、私他2名で行いました。  
四木委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第15号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第16号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第16号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」  
農地法第30条第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された  
土地について、非農地の承認を求めるものであります。  
内容については次長より説明いたします。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

3番 案件が多いと感じるのですがどうでしょうか。  
小野寺委員

次 長 県内でも沢田がかなり非農地として出ています。  
機械が大きくなってしまった影響で入っていけなくなり、放置された農地が県内でもか  
なり多く見受けられ、県からもそういった農地は非農地にしてくださいと指示がきてお  
ります。

7番 非農地にしてしまえば、山林や原野にしてしまっ構わないということですが、それで  
久田委員 いいのでしょうか。

次 長 仕方が無いことで、そうしないと耕作放棄地の解消は見込めないです。

3番 地目を変えた場合に改良区は抜けるのですか。  
小野寺委員

次 長 地目を変えても改良区はそれだけでは抜けられません。おそらく10年分くらいの水利費を払わなければ抜けられないです。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第16号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第16号は承認することに決定いたしました。

つづいて、県議案第6号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。  
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより県議案第6号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって県議案第6号は許可相当とすることに決定いたしました。  
以上をもちまして、六戸町農業委員会12月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会午後3時55分 】